○亀山市議会基本条例

平成２２年６月２９日
条例第２９号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　議会運営及び議員活動の原則（第４条―第９条）
第３章　市民と議会の関係（第１０条）
第４章　議会と市長の関係（第１１条―第１５条）
第５章　議員間の自由討議（第１６条）
第６章　政務活動費（第１７条）
第７章　議員の政治倫理、定数及び報酬（第１８条―第２０条）
第８章　議会の改革及び体制の整備（第２１条―第２３条）
第９章　最高規範性及び見直し手続（第２４条・第２５条）
第１０章　雑則（第２６条）
附則

選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。

議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。

議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。

議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第２条　議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

（１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。

（２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。

（３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

（４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

（定義）

第３条　この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤、又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

第２章　議会運営及び議員活動の原則

（議会運営の原則）

第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性の確保、並びに市民の多様性の尊重に努めるとともに、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。

３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。

４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。

５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。

７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

（災害時等の議会の対応）

第４条の２　議会は、地震、風水害等による災害、感染症等（次項において「災害・感染症等」という。）から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的

かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

2　議会は、災害・感染症等が発生し、又はそのおそれがあるときは、必要に応じて市と情報を共有するものとする。

（議員の役割、責務等）

第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。

2　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。

3　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。

4　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。

（議長の責務）

第６条　議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

（委員長の責務）

第７条　委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。

（会派）

第８条　議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2　会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

（議員研修の充実及び強化）

第９条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。

２　議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第３章　市民と議会の関係

（市民の参画）

第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。

３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２（委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。

第４章　議会と市長の関係

（議会及び議員と市長等との関係）

第１１条　議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

（市長の提案説明）

第１２条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

（１）政策等を必要とする背景
（２）提案に至るまでの経緯
（３）他の自治体の類似する政策との比較及び検討
（４）市民参画の実施の有無とその内容
（５）亀山市総合計画との整合性
（６）財源措置
（７）将来にわたるコスト計算

２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

（議会の議決事件）

第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

（１）亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画
（２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針

（行政の監視及び評価）

第１４条　議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を有する。

（政策の形成及び提言）

第１５条　議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

第５章　議員間の自由討議

（議員間の自由討議）

第１６条　議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

第６章　政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第１７条　会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。

２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。

３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

第７章　議員の政治倫理、定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第１８条　議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。

（議員の定数）

第１９条　亀山市議会議員定数条例（平成２４年亀山市条例第３２号）に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

（議員報酬）

第２０条　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年亀山市条例第３７号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市と

の比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

第８章　議会の改革及び体制の整備

（議会改革推進会議）

第２１条　議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

（議会事務局の体制整備）

第２２条　議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室の充実）

第２３条　議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第９章　最高規範性及び見直し手続

（最高規範性）

第２４条　この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

（条例の検証及び見直し手続）

第２５条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

第１０章　雑則

（委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成２２年８月２０日から施行する。

附　則（平成２３年６月３０日条例第２３号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）附則第１条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附　則（平成２５年２月２８日条例第３号）

この条例中目次の改正規定、第６章の章名の改正規定及び第１５条の改正規定は平成２５年３月１日から、第８条第３項及び第１７条の改正規定は平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年９月２９日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年６月３０日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年３月２９日条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年１０月１日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。